

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命 令 事 項
1	アメ商百貨守山店	郡山市田村町山中字鬼越 218 番地 5	株式会社ムーブジャパン 代表取締役 神谷 まさ子	平成 29 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 30 年 4 月 12 日までに、2 階に屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>2 平成 30 年 4 月 12 日までに、1 階にスプリンクラー設備を設置すること。</li> <li>3 平成 30 年 3 月 12 日までに、建物全体に非常放送設備を設置すること。</li> <li>4 平成 29 年 12 月 12 日までに、2 階に避難器具を設置すること。</li> <li>5 平成 30 年 4 月 12 日までに、1 階に排煙設備を設置すること。</li> </ul>
			株式会社アメ商百貨店 代表取締役社長 佐久間 康弘		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 29 年 10 月 27 日までに、消防計画の変更届出をすること。</li> <li>2 平成 29 年 11 月 12 日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。</li> <li>3 平成 30 年 2 月 12 日までに、設置されている消防用設備等(消火器、自動火災報知設備、誘導灯)を技術上の基準に適合させること。</li> <li>4 平成 30 年 4 月 12 日までに、2 階に屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>5 平成 30 年 4 月 12 日までに、1 階にスプリンクラー設備を設置すること。</li> <li>6 平成 30 年 3 月 12 日までに、建物全体に非常放送設備を設置すること。</li> <li>7 平成 29 年 12 月 12 日までに、2 階に避難器具を設置すること。</li> <li>8 平成 30 年 4 月 12 日までに、1 階に排煙設備を設置すること。</li> </ul>

2	北一ビル	郡山市清水台二丁目 13番29号	林 卓	平成30年 5月1日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年6月30日までに、防火管理者を選任し届出をすること。</li> <li>2 平成30年6月30日までに、消防計画を作成し届出をすること。</li> <li>3 平成30年6月30日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。</li> <li>4 平成30年7月31日までに、統括防火管理者を選任し届出をすること。</li> <li>5 平成30年7月31日までに、全体の消防計画を作成し届出をすること。</li> <li>6 平成30年6月30日までに、避難上必要な施設（避難階段及び通路）へ存置されている物品を撤去すること。</li> <li>7 平成30年6月30日までに、設置されている消防用設備等（消火器、誘導灯）を技術上の基準に適合させること。</li> <li>8 平成30年9月30日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> </ol>
			室井 寿英		
3	株式会社川本第一製作所 郡山営業所	郡山市喜久田町字権現林 37番の6	株式会社川本第一製作所 代表取締役社長 川本 茂人	平成30年 6月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年10月24日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>2 平成30年10月24日までに、1階に自動火災報知設備の感知器、2階に自動火災報知設備の発信機及び音響装置を技術上の基準に従い設置すること。</li> </ol>
4	トレジャーファクトリー 郡山うねめ通り店	郡山市若葉町5番22号	有限会社 つのだ 代表取締役 角田 昌子	平成30年 7月5日	平成30年9月30日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。

5	太齋木工所株式会社	郡山市大槻町字愛宕西 35 番地 1	太齋木工所株式会社 代表取締役 齋藤 正義	平成 30 年 7 月 10 日	<p>作業場棟</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 10 月 9 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>平成 30 年 10 月 9 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> <li>平成 30 年 9 月 9 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。</li> <li>消火器を、消火能力単位を満たすよう平成 30 年 8 月 9 日までに設置すること。</li> </ol>
					<p>木取場棟</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 9 月 9 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。</li> <li>消火器を、消火能力単位を満たすよう平成 30 年 8 月 9 日までに設置すること。</li> </ol>
6	マルキン	田村市船引町大倉字鑿田 173 番地	佐藤 金利	平成 30 年 8 月 7 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 12 月 10 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> <li>平成 30 年 10 月 10 日までに、建物内に誘導灯を設置すること。</li> </ol>
7	有限会社小泉書店	田村市船引町船引字 南町通 129 番地	有限会社小泉書店 代表取締役 小泉 祐一	平成 30 年 8 月 8 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 12 月 10 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> <li>平成 30 年 10 月 10 日までに、建物内に誘導灯を設置すること。</li> </ol>
8	株式会社ヤマセハセガワ	郡山市大槻町字福楽沢 59 番地	株式会社ヤマセハセガワ 代表取締役社長 長谷川 勇	平成 30 年 8 月 8 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 11 月 7 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>平成 30 年 11 月 7 日までに、設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。</li> <li>平成 30 年 10 月 7 日までに、建物全体に誘導灯を設置す</li> </ol>

					ること。
9	有限会社開成福寿し	郡山市島二丁目 50番10号	有限会社開成福寿し 代表取締役 高橋 雅光	平成30年 9月6日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年10月31日までに、防火管理者を選任し届出をすること。</li> <li>2 平成30年11月14日までに、消防計画を作成し届出をすること。</li> <li>3 平成30年11月30日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。</li> <li>4 平成30年11月30日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> </ol>
10	てる美ビル	郡山市安積三丁目17番地	森合 留一	平成30年 10月5日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年12月31日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> <li>2 平成30年12月31日までに、2階に避難器具を設置すること。</li> </ol>
11	かねいビル・西いせや	郡山市中町7番2号及び 17号	有限会社かねい 代表取締役 橋本 謙一	平成30年 10月10日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年4月9日までに、西いせや1階を除き、屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>2 平成31年2月9日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> <li>3 平成31年1月9日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。</li> </ol>
12	EARTH SHIELD ビル	郡山市富田町字権現林11 番地	三越土地株式会社 代表取締役 王本 清一	平成30年 10月11日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年3月10日までに、A棟及びB棟2階に設置されている屋内消火栓設備を技術上の基準に適合させること。</li> <li>2 平成30年12月10日までに、建物全体に設置されている</li> </ol>

			株式会社EARTH SHIELD 代表取締役 吉田 信一郎		自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 3 平成 30 年 12 月 10 日までに、無窓階となる A 棟 2 階及び B 棟 2 階に誘導灯を設置すること。 4 平成 30 年 12 月 10 日までに、A 棟 1 階及び B 棟 1 階に誘導標識を設置すること。
13	古川ビル	郡山市小原田四丁目 11 番 7 号	古川 清	平成 30 年 11 月 22 日	平成 31 年 2 月 23 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
14	つたやビル	郡山市中町 11 番 4 号	齋藤 彌三郎	平成 30 年 12 月 3 日	1 平成 31 年 3 月 4 日までに、1 階西側防火戸の閉鎖障害となっている物品を除去すること。 2 平成 31 年 3 月 4 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること 3 平成 31 年 3 月 4 日までに、設置されている消防用設備等（誘導灯）を技術上の基準に適合させること。

※命令後においても、引き続き履行を促しており、命令事項が履行されるまで、情報提供を行います。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。